

令和6年度 新潟県における居住支援に係る勉強会 行政説明資料

(令和6年度改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会資料より一部抜粋)

https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/s/r6_safetynet

令和6年12月13日

厚生労働省 関東信越厚生局

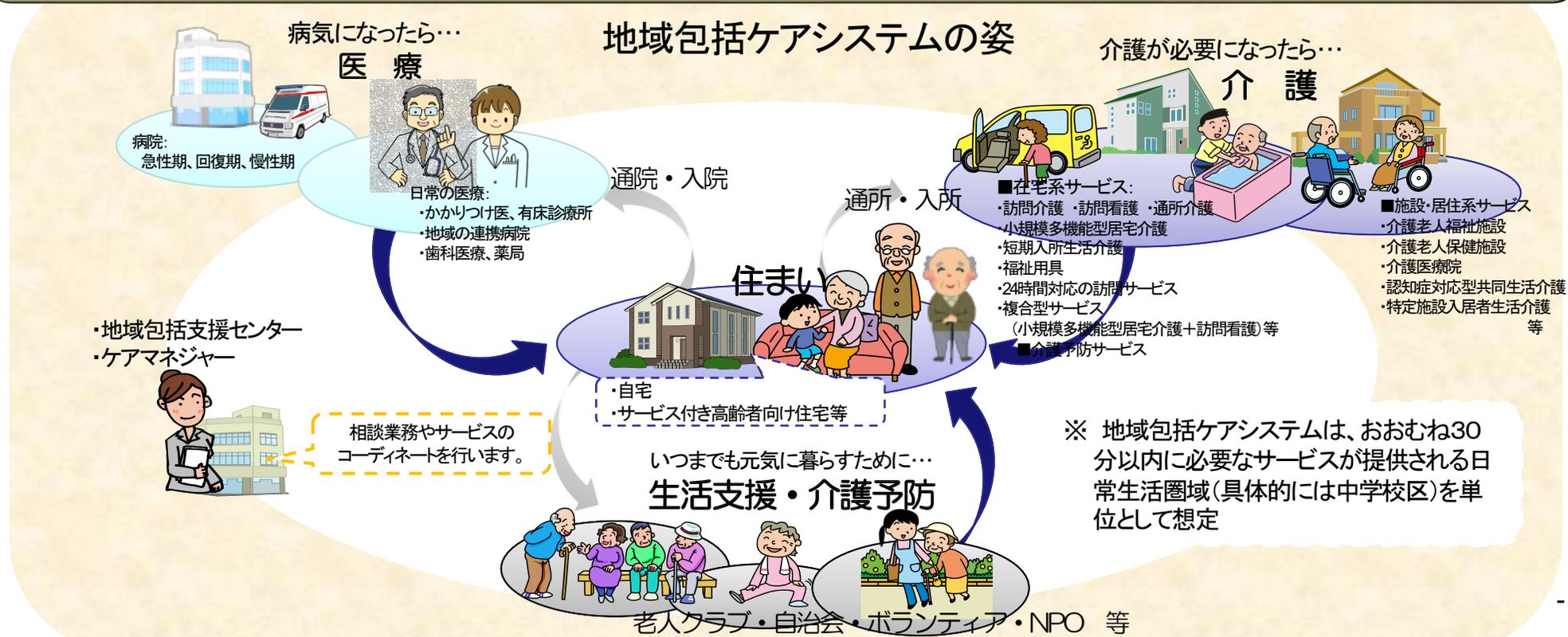
健康福祉部 地域包括ケア推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Kanto-shinetsu Regional Bureau of Health and Welfare

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（地域支援事業）

概要

- 高齢者の安心な住まいの確保と入居後の生活の安定を図る観点から、高齢者が民間賃貸住宅等に円滑に入居し安心して生活ができるよう、**不動産関係団体や地域の関係者、住宅部局・福祉関係部局等が連携して、入居前から入居中、退居時に至るまでの総合的な支援等の実施**や、シルバーハウジング等の高齢者が多数居住する集合住宅の入居者を対象に生活援助員の派遣を行う。
- 令和6年に改正住宅セーフティネット法が成立したことを踏まえ、取組の具体的な例示や居住支援法人等への事業委託が可能である旨を明確化するなどの実施要綱の見直しを行い、総合的・包括的な住まい支援の推進を図る。

支援の内容

市町村は、居住支援協議会や居住支援法人等の仕組みを積極的に活用し、地域の実情に応じて以下の事業を行う。

なお、事業実施にあたり、福祉施策に限らず、住宅施策やまちづくり施策、既存の相談支援窓口、地域のネットワーク、地域資源や民間活力も活かしながら、事業を実施いただくことを想定。

(1) 総合的・包括的な「住まい支援」の実施

ア 入居前から入居後、退居時まで対応する総合的な相談支援の実施

- ・住宅情報の提供、入居相談の実施
- ・必要な支援のコーディネートの実施
- ・入居後の見守り等生活支援の実施 等

イ 住まい支援に必要な地域資源の情報収集や開発

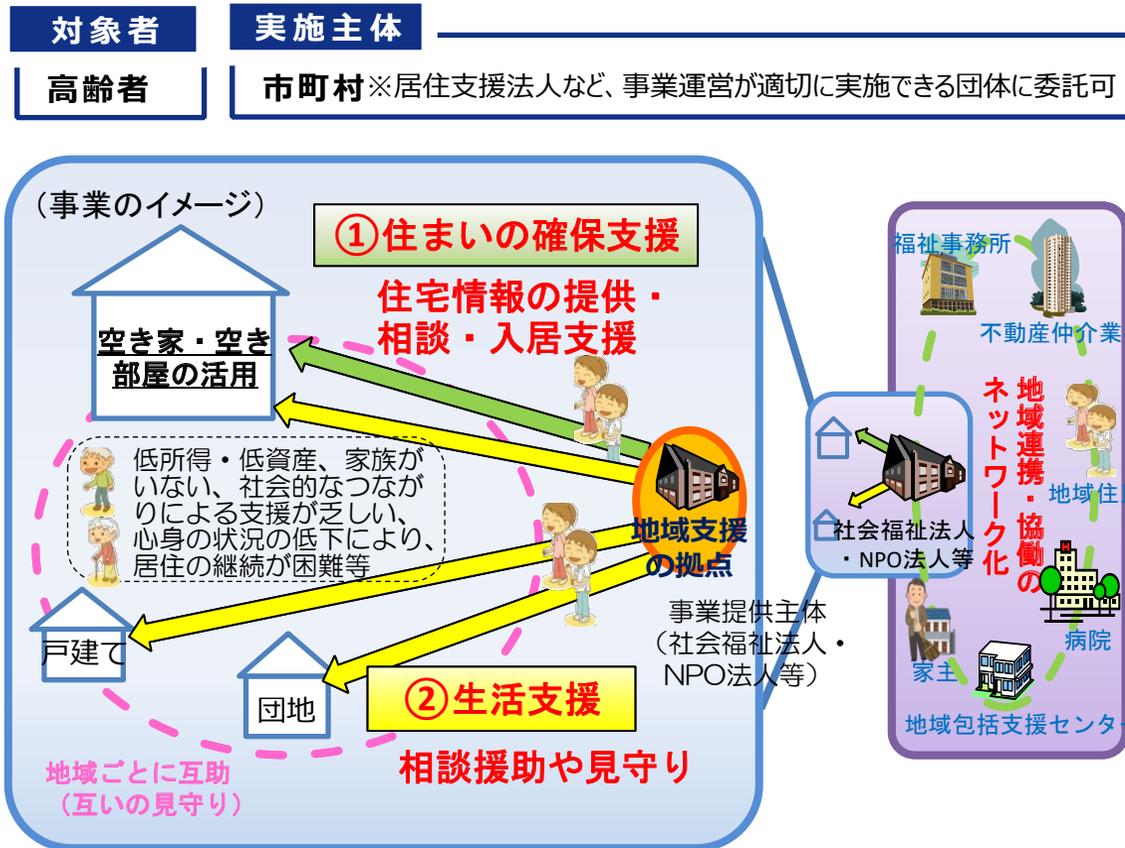
- ・高齢者の入居を拒まない住宅や不動産事業者等の調査
- ・居住支援協議会の運営 等

ウ 住宅関係者と福祉関係者が連携した住まい支援体制の構築

- ・住まい支援に関する各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な地域連携・協働のネットワークの構築 等

(2) 生活援助員の派遣事業

高齢者が多数居住する集合住宅等の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣する。



高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

令和6年度当初予算額 20百万円 (20百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

事業の実施に向け、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等を実施するに当たって有識者・取組を実施している自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣しアドバイス、不動産業者や養護・軽費老人ホームも含めた社会福祉法人等の担い手と、自治体のネットワーク構築を支援

② 取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える素材集の周知

課題を踏まえた取組事例等をまとめると共に、3年間の取組を踏まえて住まい支援の課題感を類型化し、解決に向けた方向性を提示していく資料集を作成し周知

（本事業では事業の検討過程に着目し、課題把握や取組事例の経緯等を含めて整理、自治体等が事業の初期段階で検討するにあたって実用的なパンフレット等の作成を想定）

住まいに係る相談支援、生活支援等にかかる費用を「地域支援事業交付金」等により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

<自治体における検討の流れ>

○自治体における課題を顕在化

- ・高齢者が大家から入居を断られ、住まいの確保が困難な状況
- ・生活支援が必要な高齢者の受け入れ先が見つからない状況 等

○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者調整、ネットワーク構築
- ・既存の枠にとらわれない、積極的な事業の具体化検討

○事業の実施

- ・住まいに係る相談対応
- ・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等

<実施主体> 国（民間事業者に委託）

・令和5年度本事業実施団体数：7

令和7年度概算要求額 35百万円（20百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
- 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
- 令和7年度には、厚生労働省が共管となる改正住宅セーフティネット法の施行など、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

2. 事業実施に向けた伴走支援

3. 全国展開に向けた取組

1. 必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

①対象の設定

ニーズが高い大都市部を中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出
 ＊居住支援協議会未設置（R6年3月末現在）
 ・指定都市：7市
 ・中核市：49市

②地方ブロックごとに、集合形式の研修会を開催

＊高齢者の住まい確保に関する現状と課題
 ＊活用可能な最新の制度・施策説明
 ＊取組のポイントの解説
 ＊グループワーク



③研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。
 → 住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

- **事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス**
 - ・有識者や自治体職員等による支援チームを構成
 - ・実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスをを行う。

- **取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及**



○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討（10自治体程度の想定）

- ・ **実態把握**
 大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり 等
- ・ **庁内外の関係者調整、ネットワーク構築**
 庁内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制
- ・ **住まい支援の具体的な事業化を検討**
 住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討 等



地域支援事業交付金等

支援

○事業の実施

- ・地域における住まい支援体制の構築
- ・住まいに係る相談対応
- ・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等

※ 下線箇所はR7拡充分

＜実施主体＞ 国（民間事業者に委託） ＜事業実績＞ 令和5年度実施団体数：7

住宅セーフティネット法等の改正について（介護担当部局向け）

改正の趣旨

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持家率の低下等、単身高齢者などの住宅確保要配慮者への住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定されるとともに、住宅確保要配慮者は住宅以外の困りごとを抱えていることも多い。このため、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し安心して生活できるよう、**賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備**するとともに、**住まいに関する相談から適切な福祉サービスにつなぐ総合的・包括的な支援体制の構築**を図る。【令和7年10月1日施行（予定）】

課題

市場環境の整備

- ・ 死亡後の残置物処理や孤独死による事故物件のおそれなど、大家は高齢者等の住宅確保要配慮者の入居に対して一定の拒否感を有している。

居住支援体制の構築

- ・ 住宅施策と福祉施策の連携不足により、住まいや複合的な課題に関する相談を受け付ける窓口・一元的な情報提供を行う体制がない。
- ・ 高齢者の住まいに関する地域課題を把握できていない。

住宅セーフティネット法等の見直しの内容

<円滑に入居できる賃貸住宅の市場環境の整備>

- ・ 終身建物賃貸借の利用促進
- ・ 居住支援法人による残置物処理の推進
- ・ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

<入居中のサポートを行う住宅の創設>

- ・ 「居住サポート住宅」の認定制度の創設
居住支援法人等が、住宅確保要配慮者に対して安否確認や見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の供給を促進（※市区町村長等が認定を行う）

<賃貸住宅供給促進計画と介護保険事業(支援)計画との調和>

- ・ 国土交通大臣と厚生労働大臣による基本方針の共同策定
- ・ 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画の記載事項に「福祉サービスの提供体制の確保に関する(基本的な)事項」を追加
 - + 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画が国の指針や介護保険事業（支援）計画等の福祉関係計画と調和すべき旨を規定

<居住支援協議会への参画・相互連携>

- ・ 市区町村における居住支援協議会設置の努力義務化
- ・ 居住支援協議会と福祉関係の会議体との連携を努力義務化するとともに、構成員として社会福祉協議会など「住居確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者」を追加

期待される効果

- ・ 賃貸人（大家）の不安軽減により、単身高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居につながる。
- ・ 住宅と福祉が連携した総合的・包括的な居住支援体制が構築される。
- ・ 空き家などの住宅ストックを含め、住まいに関する地域課題が把握される。

賃貸住宅供給促進計画策定に当たり、介護保険事業計画等におけるサービスの実施状況や今後の方策等を把握すること等を想定

福祉部局が居住支援協議会へ参画すること等を想定

地域ケア会議で明らかになった住まい関係の課題を居住支援協議会に共有すること等を想定

改正法の趣旨・内容

- 市区町村における住宅と福祉の連携強化に向け、**地方公共団体による居住支援協議会の設置を努力義務化**するとともに、構成員として社会福祉協議会など「福祉に関する活動を行う者」を追加。
※ R6年6月末時点の設立済み居住支援協議会：144協議会（47都道府県106市区町村）
- 各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な住まい支援体制を構築するため、支援協議会の協議事項に**相談体制の整備や、住宅施策と福祉施策の連携の推進に係る事項を追加**。あわせて、**支援協議会と福祉関係の会議体との相互連携を努力義務化**。

居住支援協議会

※赤字は法改正事項

<居住支援協議会の役割>

- 居住支援協議会は、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、**地方公共団体が各地域における居住支援に携わる様々な主体と連携して設立し、関係者間で必要な事項を協議する。**

<構成員>

- 地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、**社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者**

※ その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者としては、社会福祉法人等を想定。

<協議事項>

- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人双方に対する情報提供や、**相談体制の整備、住宅施策と福祉施策の連携の推進**など

<関係会議体との相互連携>

- 地域住宅協議会、**重層的支援会議（社会福祉法）、地域ケア会議（介護保険法）、支援会議（生活困窮者自立支援法）、自立支援協議会（障害者総合支援法）**等の会議体が設置されている場合は、**住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報共有など**相互の連携に努めなければならない

福祉部局に 求められる対応

- 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営等に参画
- 地方公共団体の福祉部局として相談体制の整備や住宅施策との連携推進に取り組む
- 地域ケア会議等と支援協議会の連携を図る

連携の
具体的な内容

地域ケア会議等で明らかになった高齢者の住まいの確保に係る課題を支援協議会に共有し、支援協議会において、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要な施策を協議・検討する 等

居住支援に関連する障害保健福祉施策についての説明

令和6年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会
～住宅と福祉のより一層の連携に向けて～

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

2. 障害福祉分野における居住支援法人等との連携強化

(1) 居住支援法人を含む多様な事業主体の参入を可能に

- 自立生活援助について、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されていた実施主体に係る要件を廃止し、居住支援法人を含む多様な事業主体の参入を促す。

(2) 居住支援法人や居住支援協議会と連携した場合の報酬上の評価等

- 地域移行支援、自立生活援助及び地域定着支援において以下の取組を実施した場合に報酬上評価する。
 - ・ サービス事業所が居住支援法人又は居住支援協議会に対し、利用者の住宅の確保や居住支援に必要な情報の共有
 - ・ 障害者総合支援法に基づく協議会等に対し、住宅の確保や居住支援に係る課題の報告
- グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化。また、居住支援法人又は居住支援協議会と連携した場合に加算を創設。

(参考) その他の障害福祉分野における住まい支援の強化

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

3. 住宅セーフティネット法改正を受けた自治体障害福祉部局への依頼事項

(1) 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和

- ・賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

(2) 居住支援協議会への参画・連携

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ自立支援協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② 自立支援協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。
- ③ 自立支援協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもご検討いただきたい。

(1) 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・ 賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

賃貸住宅供給促進計画 ※任意

記載内容

- ・ 都道府県/市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- ・ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ・ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ・ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ・ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

障害福祉計画

記載内容

〈必須事項〉

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

〈任意事項〉

- ・ 必要な見込量の確保のための方策
- ・ 関係機関との連携に関する事項

(2) 居住支援協議会への参画・連携について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ自立支援協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② 自立支援協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。
- ③ 自立支援協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

居住支援協議会

構成員

- ・ 地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者 等
- ・ 社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者

協議事項

- ・ 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供
- ・ 民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進 等

自立支援協議会等との連携

- ・ 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有その他相互の連携に努めなければならない。

自立支援協議会

構成員

- ・ 地方公共団体
- ・ 関係機関、障害者等の福祉、医療等に関連する職務に従事する者 等

協議事項

- ・ 地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議
- ・ 住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携についても協議

- ・ 自立支援協議会及び居住支援協議会で明らかになった障害者の住まいの確保に係る課題を互いに共有

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもお検討いただきたい。

【事業概要（地域生活支援事業）】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、原則として、現に障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者に係るものは除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

(1) 入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。）

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

(2) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

令和6年 生活困窮者自立支援法等改正について

令和7年4月からの居住支援の強化のポイント

令和6年9月

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度の体系と法改正事項

R7年度概算要求額：732億円の内数
 R6年度予算：657億円の内数
 + R5年度補正予算：30億円



来所
 訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
 応じた支援

★ 自立相談支援事業 ▲ 改正

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

□ 支援会議 ▲ 改正

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために
 住まいの確保が必要

緊急に衣食住の
 確保が必要

住まいに課題があり
 地域社会からも孤立

就労に向けた
 手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
 支援が必要

★ 住居確保給付金の支給 ▲ 改正

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

□ 一時生活支援事業 ▲ 改正

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業 ▲ 改正

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

◆ 家計改善支援事業 ▲ 改正

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

なぜ今、制度改革が必要なのか？

理由その1 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

自立相談支援機関の対応状況の変化
(令和元年度と令和2年度の比較)

新規相談受付件数 **3.2** 倍

プラン作成件数 **1.8** 倍

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

課題別相談者数の変化
(令和2年1月と令和3年1月の比較)

外国籍 **7.0** 倍

住まい不安定 **2.2** 倍

ひとり親 **1.5** 倍

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

個人向け緊急小口資金等の
特例貸付の貸付実績
(令和2年3月～令和4年9月末)

382.3 万件

1兆4,431 億円

(出所) 全国社会福祉協議会調べ

住居確保給付金の
支給決定件数の変化
(令和元年度と令和2年度の比較)

34 倍

(令和2年度 **13.5** 万件)

(出所) 住居確保給付金の実績調査(厚生労働省)

相談者の抱える課題の複合化
(令和2年1月と令和3年1月の比較)

3個以上の課題を抱える割合

9.7% → 51.6%

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

緊急小口資金・
総合支援資金(初回)の償還が
困難な状況にある者
(対象債権件数全体に占める償還免除・
償還猶予の件数の割合(粗い試算))

約45%

(出所) 全国社会福祉協議会・生活困窮者自立支援室
調べのデータより推計

新型コロナをきっかけに初めて支援につながった者のうち、
特例貸付の償還が困難な者など、経済活動再開後も長く困窮状態が解消しない者は、
平時から支援が必要であった生活困窮者であった可能性がある

今回顕在化したような生活困窮者層を早期に把握し、支援につなげる恒久的な取組が必要

理由その2 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

総世帯数に占める
単身高齢者世帯数の割合の推移
(2020(令和2)年と2050年(推計)の比較)

13.2% → 20.6%

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(令和6(2024)年推計)

年代別持ち家率の推移
(平成5年と平成30年の比較)

30歳代 43% → 36%

40歳代 67% → 58%

50歳代 75% → 68%

(出所) 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

住宅確保要配慮者の入居に対する
大家の入居拒否感有の割合

高齢者 7割

障害者 7割

低額所得者 5割

(出所) 令和3年度国土交通省調査

自立相談支援機関への相談件数に
占める住まいの課題の割合の推移
(令和元年と令和4年の比較)

ホームレス 4.4% → 4.0%

住まい不安定 12.6% → 13.6%

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

住宅確保が困難な者に対する安定的な居住確保に向けた支援ニーズは今後ますます高まることが想定される

ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れないう高齢者等も想定した居住支援の体制強化が必要

今回の改正等への対応ポイント

1. 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

(1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化



① 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

(2) 多様な相談者層への対応強化



① (再掲) 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】

② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化【施行済】

③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和7年4月1日施行】

④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和7年4月1日施行】

2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

(1) 住まいの相談に対応できる体制の整備



① 自立相談支援事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】

② 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】

③ (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化【令和7年10月1日施行(予定)】

④ 一時生活支援事業の強化
・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化【令和7年4月1日施行】

・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和6年度~】

・地域居住支援事業による見守り支援期間(最長1年)の柔軟化【令和7年4月1日施行(予定)】

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化【令和7年4月1日施行】

(2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設



① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和7年4月1日施行】

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

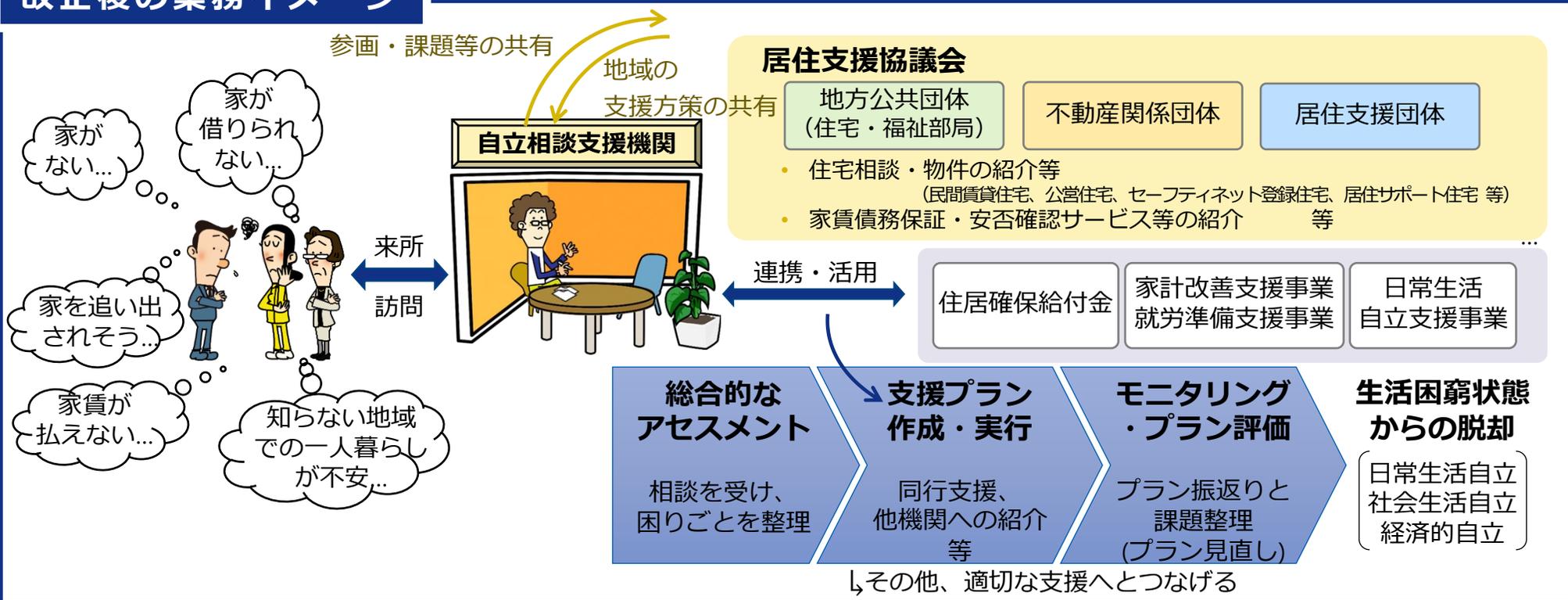
① 自立相談支援事業における居住支援の強化

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。
 - 「ホームレス」だけでなく、「住まい不安定」、特に単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者が相談支援を受けやすくなる。

改正後の業務イメージ



※ 住まいの総合相談窓口の機能を自立相談支援機関以外の機関が担う場合であっても、自立相談支援機関において住まいに関する相談があった場合には応じるとともに、地域において効果的な支援が行われるよう、支援のノウハウや課題等を総合相談窓口の機能を担う機関と共有することが望ましい。

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要

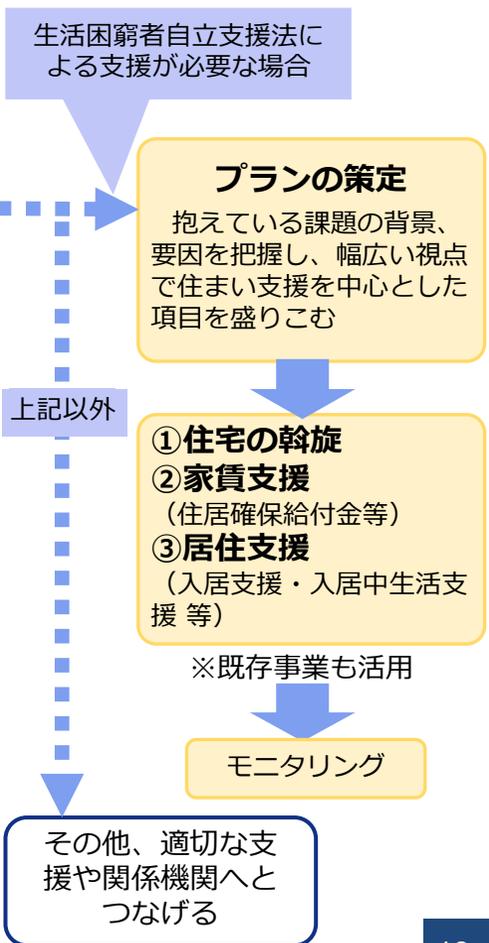
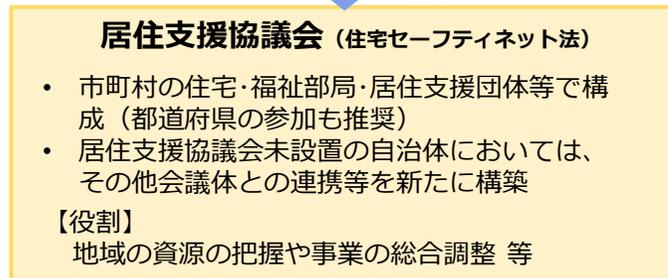
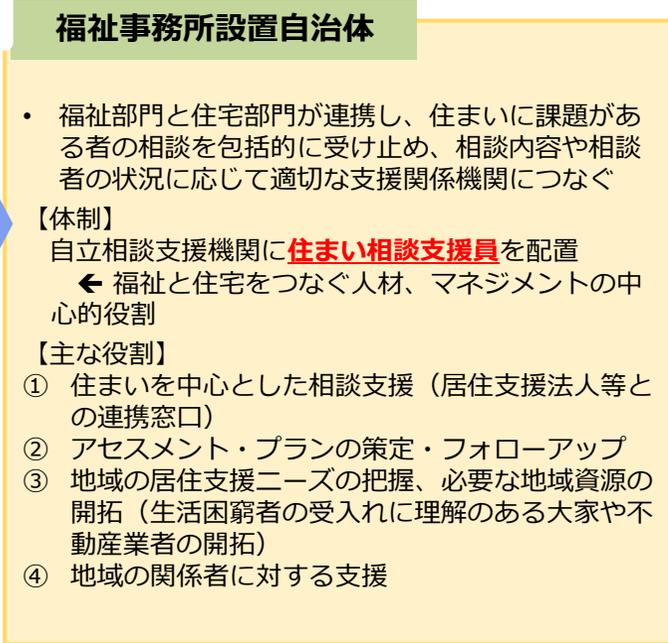
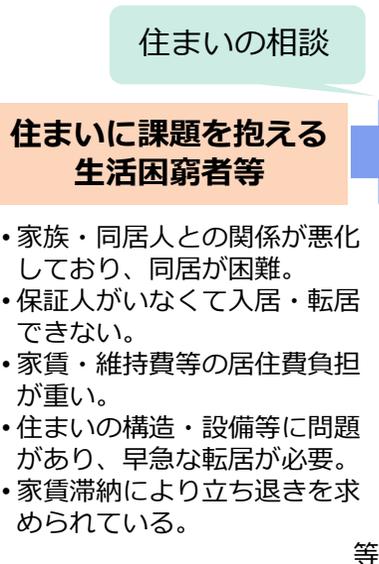
自立相談支援機関に
住まい相談支援員（仮
称）を配置し、支援等
を行う場合の加算を創
設する

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市
・区等（福祉事務所設置自
治体907自治体）

○負担割合：国 3 / 4
都道府県・市・区等 1 / 4

4 事業のイメージ



自立相談支援機関／重層的支援体制整備事業での居住支援（イメージ）

既存の相談支援機関

住まいの相談窓口

自立相談支援機関



自立相談支援機関と連携して対応（情報共有・助言、役割分担等）

福祉事務所

地域包括支援センター

基幹相談支援センター etc...

自立相談支援機関単独での対応が可能な場合

総合的なアセスメントを実施（相談を受け困りごとを整理）

支援対象者が置かれている状況	想定される対応例
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度の利用が必要 	生活困窮の支援プランを作成し、必要な支援等を実施（地域居住支援事業の利用等）
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の利用が必要 生活保護を受給中 	福祉事務所と連携（生活困窮者向けと被保護者向けの事業の一体実施等）
<ul style="list-style-type: none"> 経済的な困窮はないが、独力での課題解決は困難 	居住支援法人等の地域の社会資源と連携
<ul style="list-style-type: none"> 不動産業者等への相談により独力で課題解決可能 	情報提供のみで終了

連携

地域居住支援事業

不動産業者への同行等の入居支援
入居後の見守りや生活支援

後方支援

居住支援協議会

福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等が連携し、
・ 個別支援に活用可能な方策を可視化
・ 地域づくりや住宅ストックの確保

世帯全体の課題が住まいや困窮だけではなく、複合化・複雑化しているケースで、自立相談支援機関単独での対応が難しい場合

<改正社会福祉法第106条の4第4項>

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たって、**居住支援協議会などの居住の支援に関する機関と緊密に連携**しつつ、居住の安定確保のための支援を行うように努める

多機関
協働事業

- 自立相談支援機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、**世帯の課題やニーズに応じて支援すべき機関との役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成。**
- 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施。

既存の社会資源で対応可能な場合

入居支援や入居後支援が必要であるが、**既存の社会資源では対応が難しい場合（★）**

参加支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 入居支援や入居後の見守り支援、利用者の地域の社会資源・支援メニューとのマッチング（社会参加に向けた支援）、本人とのつながりの形成に向けた支援等を行う。

（★）狭間のニーズを抱える者（ひきこもり、就職困難者、障害グレーゾーン等）であって、居住の安定を図る必要性が高い者が世帯内にいる場合を想定。

<改正社会福祉法第106条の6第5項>

参加支援事業において、社会参加のために必要な便宜の提供として「現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助」を行うことが明記

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

③ (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化

令和7年10月1日施行(予定)

改正の趣旨・効果

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R6.6末時点:144協議会(全都道府県、106市区町村))
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

<想定される効果の例>

- ✓ 福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等の相互理解や連携が深まることにより、住まいの課題に対する個別具体的な支援に当たって活用可能な方策が可視化され、必要な方策を円滑に活用できるようになる。
(事務局が住宅相談事業の実施や、物件・関係サービスの紹介を行うこともある。)
- ✓ 地域における住まいのニーズや不動産関係団体・大家等が抱える課題が共有されることにより、今後必要な支援等が明らかになり、地域づくりや活用可能な住宅ストックの確保等につながる。

改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。
(自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。)

主な活動内容

- ・ 会議での協議、情報交換
- ・ 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談事業、物件の紹介
- ・ 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介



構成員の例:

- ・ 住宅部局、福祉部局(生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等)
- ・ 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- ・ 士業団体(建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等)
- ・ 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構(UK)等の都道府県組織・支部など

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

④ 一時生活支援事業の強化

努力義務

【実績】

- ・ シェルター：366自治体(40%)(R5)
- ・ 地域居住支援：55自治体(R5)

令和7年4月1日施行等

改正の趣旨・効果

- ・ ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称。
- ・ 居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化。
 - ✓ 本事業が「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪で進めていくべきものであることを明確化。
 - ✓ 「住まい不安定」「ホームレス」といった課題を抱える生活困窮者への支援を充実し、本人の自立はもとより、地域の活性化や孤独死の防止を図る。

改正後の業務イメージ

- 自立相談支援機関及び関係機関等と連携して、地域のニーズ等を把握し、事業実施を検討。
 - ✓ 例えば、ホームレスが多い都市部などの地域では、シェルター事業と地域居住支援事業の両方を実施。
一方、ホームレスが少ない地域では、一人暮らしに不安を抱える生活困窮者や持ち家のない単身高齢者への居住支援のため、地域居住支援事業を優先的に実施。
- 支援ニーズが少ない、マンパワーの不足等の事情を抱える自治体についても、以下のような方法により、事業を実施することも考えられる。
 - ✓ 単一の市等による単独での実施が困難である場合は、複数の市等で、更に、単一の都道府県による単独での実施が困難である場合は複数の都道府県で連携する等、広域的な実施体制を整備する。なお、広域的な事業実施体制を整備した場合であっても、事業の実施主体はあくまで個々の市等又は都道府県であって、事業実施の判断は個別に行う。
 - ✓ シェルター事業の利用者数の見込みを立てにくい場合、借り上げ方式により利用実績に応じて支払う。
 - ✓ 居住支援法人等の地域資源との連携（委託）により事業を実施する。

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- 地域において、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、居住支援法人との連携を図るよう努めるものとする。
- ✓ 賃貸や居住に関する専門知識を有する支援関係機関との連携により、住まい支援の強化を図ることができる。

改正後の業務イメージ

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の居住支援の担い手として都道府県が指定
(法人の立上げやその活動に対する国土交通省の補助あり)

居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 (不動産事業者等)

居住支援法人が行う業務

- ・セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証
- ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ・大家に対する必要な情報提供
- ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
※居住サポート住宅で見守り・安否確認サービスを行う場合もある
- ・住宅確保要配慮者からの委託に基づき、死亡時の賃貸借契約の解除、残置物処理等を行うこと

考えられる連携の例

居住支援を依頼

支援依頼したケースの支援調整会議への参加を依頼

支援会議の構成員として参画を依頼

自立相談支援機関の住まい相談に関する(再)委託先に

地域居住支援事業の委託先に

- 居住支援法人による居住支援 (入居中の支援等) は、高齢者、生活困窮者、障害者等の福祉サービスとの関連性が高いことから、都道府県による居住支援法人の指定審査・監督業務については、新たに福祉部局も担う。

【令和7年10月1日施行 (予定)】

2 (2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- ・ 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助
- ✓ 家賃負担の軽減に伴い家計が改善することにより、経済的自立と安定した住まいを確保する。

改正後の業務イメージ

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

<対象者>

- 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件（現行の家賃補助と同じ収入・資産要件を設ける予定）を満たす者
 - ※ 例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等
 - ※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援
 - ※ 求職活動要件は「なし」とする予定

【参考】現行の家賃補助の収入・資産要件

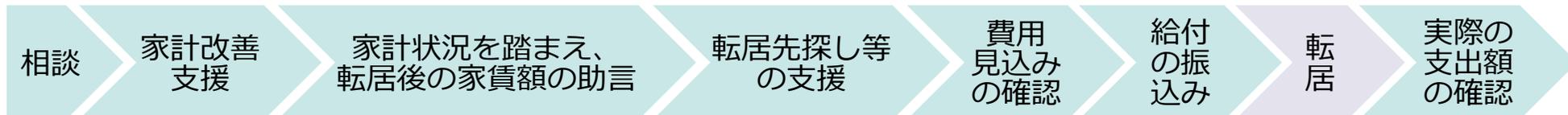
収入要件：市町村民税均等割非課税の水準+家賃額

資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

<支給額> 転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<対象経費> 転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）

<支援の流れのイメージ> ※自治体をまたぐ転居の場合は、転居元の自治体が給付金を支給し、転居先の自治体に情報を引き継ぐ



※転居先の大家、引越し運送事業者等に対し、転居先の住宅の状況や当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることができる

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法(※)を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要・スキーム

現行(家賃相当分)

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

支給額

家賃額(住宅扶助額を上限)

拡充後

支給対象者

- <家賃相当分> 現行(①、②)のまま
- <転居費用分> 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

支給要件

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 収入、資産要件は同じ。求職活動要件は求めない。

支給額

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 転居のための初期費用(引っ越し代・礼金等)(上限あり)

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国3/4、都道府県・市・区等1/4

住居確保給付金（現行）

【実績】・新規申請27,169件
 ・新規決定24,272件、特例再支給決定13,518件
 ・支給済額77.2億円（いずれもR4速報）

対象者

住居を失うおそれが生じている以下①または②の者であって、支給要件・求職活動要件を満たすもの

- ① 離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

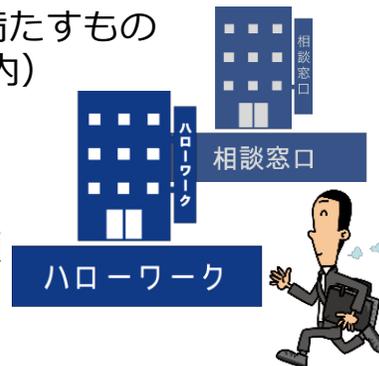
<支給要件>

○**収入要件**：市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）+家賃額

○**資産要件**：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額
 （特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**求職活動要件**：原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ① 公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ② 公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。



支援の概要

<支給額> 家賃額（住宅扶助額を上限） ※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

<支給期間> 原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- ・ 住まいの安定を確保することにより、安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。